土木建設機械、鉱山機械及び破砕機						化学機械及び貯蔵槽		製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械				ポンプ、圧縮機及び送風機（自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く。）		
土木建設機械						化学機械		製紙機械		印刷機械		ポンプ（手動式及び消防ポンプを除く。）		
装軌式トラクタ（ブルドーザに限る。）	建設用クレーン	掘削機械	整地機械	アスファルト舗装機械	コンクリート機械	ろ過機器	分離機器	プラスチック加工機械	射出成形機（手動式を除く。）	製版機械	製本機械	真空ポンプ	圧縮機	送風機（排風機を含み、電気ブロワを除く。）
鉱山機械						貯蔵槽								
破砕機														
従事者百名以上のもの						従事者百名以上のもの		従事者五十名以上百名未満のもの		従事者百名以上のもの		従事者百名以上のもの		
従事者五十名以上百名未満のもの						従事者五十名以上百名未満のもの		従事者五十名以上百名未満のもの		従事者三十名以上百名未満のもの		従事者五十名以上百名未満のもの		
経済産業大臣の指定するもの						経済産業大臣の指定するもの		経済産業大臣の指定するもの		経済産業大臣の指定するもの		経済産業大臣の指定するもの		
機械器具月報（その二）						機械器具月報（その三）		機械器具月報（その四）		機械器具月報（その四）		機械器具月報（その六）		
二部						二部		二部		二部		二部		
十翌日月						十翌日月		十翌日月		十翌日月		十翌日月		
経済産業局長						経済産業局長		都道府県知事		経済産業局長		経済産業局長		
								十翌五日月						
						十翌五日月				十翌五日月				
従事者百名以上のもの						従事者百名以上のもの		従事者五十名以上百名未満のもの		従事者百名以上のもの		従事者百名以上のもの		
従事者五十名以上百名未満のもの						従事者五十名以上百名未満のもの		従事者五十名以上百名未満のもの		従事者三十名以上百名未満のもの		従事者五十名以上百名未満のもの		
経済産業大臣の指定するもの						経済産業大臣の指定するもの		経済産業大臣の指定するもの		経済産業大臣の指定するもの		経済産業大臣の指定するもの		
機械器具月報（その二）						機械器具月報（その三）		機械器具月報（その四）		機械器具月報（その四）		機械器具月報（その六）		
二部						二部		二部		二部		二部		
十翌日月						十翌日月		十翌日月		十翌日月		十翌日月		
経済産業局長						経済産業局長		都道府県知事		経済産業局長		経済産業局長		
								十翌五日月						
						十翌五日月				十翌五日月				
従事者百名以上のもの						従事者百名以上のもの		従事者五十名以上百名未満のもの		従事者百名以上のもの		従事者百名以上のもの		
従事者五十名以上百名未満のもの						従事者五十名以上百名未満のもの		従事者五十名以上百名未満のもの		従事者三十名以上百名未満のもの		従事者五十名以上百名未満のもの		
経済産業大臣の指定するもの						経済産業大臣の指定するもの		経済産業大臣の指定するもの		経済産業大臣の指定するもの		経済産業大臣の指定するもの		
機械器具月報（その二）						機械器具月報（その三）		機械器具月報（その四）		機械器具月報（その四）		機械器具月報（その六）		
二部						二部		二部		二部		二部		
十翌五日月						十翌五日月		十翌五日月		十翌五日月		十翌五日月		
経済産業大臣						経済産業大臣		都道府県知事		経済産業局長		経済産業局長		
								十翌五日月						
						十翌五日月				十翌五日月				